

# 鹿島港貨物船油流出事故について(最終報)

平成11年3月9日(18時)  
消防庁特殊災害室

## 1 発生日時

平成11年3月8日(月)3時55分頃

## 2 発生場所

茨城県鹿嶋市鹿島港内の住友金属(株)排水口付近

## 3 船舶の概要

(1) 船名等	貨物船「明福丸」(愛媛県波方町)
(2) 総トン数	498トン
(3) 積載物	なし
(4) 乗組員	5人
(5) 搭載油	・燃料(A重油) 約40キロリットル(船体の左右に20klの燃料タンクがある) ・潤滑油等 4キロリットル ・ヒルジ、スラッジ 5キロリットル 合計 約49キロリットル

## 4 事故の概要

貨物船「明福丸」は、鹿島港においてとうもろこし1,800トンを積み込む予定で停泊中、強風によりあおられ走錨し、3月8日午前3時55分頃、鹿島港内の住友金属(株)排水口付近のテラポットに乗り上げた。乗組員5人は海上保安庁のヘリコプターにより救出された。

## 5 流出油の状況

3月8日12時00分	A重油が船尾付近に幅及び長さ30mの範囲にあり、また船尾の南方向の沿岸に沿って幅50m長さ1,560mの範囲に極薄い油膜が拡がっている。船体には亀裂があり、今後流出量が増大するおそれがある。(北東の風 風速14m 波高1.5m 北東のうねり4m)
3月8日17時00分	座礁船の南側に1,200×300mの薄い油膜がある。左舷の燃料タンク20klから相当量流出したもう。右舷の燃料タンクからの流出はない。船体に破損が進んだ場合、流出量が増大するおそれはある。(東の風 風速6m/s うねり2~3m 14時現在)
3月9日12時30分	座礁船の周囲に若干の油臭が漂い油膜を認めるが、他の海域には浮流油は認められない。波浪により左舷の破口は拡大しているが、船体は安定している。(北東の風 風速10m/s うねり2m 12時現在)

## 6 防除活動

3月8日 オイルフェンス展張を実施するとともに、巡視船3隻による走航拡散を実施。天候の回復を待つて船主により船内の油を陸上へ抜き取る予定。夜間は、警戒体制を継続。3月9日 13時20分船内の燃料油の抜き取り完了。潤滑油、スラッジについては明日以降に抜き取る予定。夜間の警戒については巡視船により座礁船の監視を継続。

## 7 県、関係市町の対応

3月8日	
茨城県	・関係市町、海上保安本部等との連絡調整を行うとともに、県庁内関係9課で連絡会議を開催し、応急対策体制を強化した。
鹿嶋市、神栖町	・県からの指導に基づき、流出油の漂着に備え情報の収集体制の強化及び支援資機材の確認を実施するとともに、回収対策を検討した。
3月9日	
	・茨城県、鹿嶋市、神栖町とも警戒体制、情報収集体制を継続していたが、燃料油の抜き取りが完了し、大量の油流出のおそれがなくなったため、情報収集体制を継続することとした。

## 8 船体の処理

座礁船の処理については、那珂湊海上保安本部、PI保険、船主間で調整中。

## 9 海防法に基づく要請

3月8日14時 那珂湊海上保安本部長から、茨城県知事、鹿嶋市長、神栖町長に対し、海洋 汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づき、海洋の汚染を防止するため に必要な措置を講ずることの要請があつた。

戻る